

「迷惑」施設と合意形成

講師：土屋 雄一郎（京都教育大学社会学科准教授）
指導教員：水上 啓吾 准教授
日 時：平成28年（2016年）11月4日（金）
午後6時30分～9時20分
場 所：梅田サテライト6階107教室
議事録担当：M1 川端 博之

講師自己紹介

京都教育大学の土屋と申します。ある日、大阪市立大学大学院の水上准教授からメールを頂戴し、こういった内容で話をするようにとのことでしたので、私の取り組んできた事をベースに話をさせていただきます。今日は、自治体の職員とか一線で活躍されている方が多いという事ですので、私の方が胸を借りるつもりで色々勉強させていただきます。

はじめに（本報告の問題関心）

原発事故であるとか大規模災害があつて環境リスクというものが顕在化している。そういう時代の中で、環境経済学などでは **bad**s（負財）というような言い方をしている。

この負財をいかに地域や社会階層に配置をしていくのかということが問われなければいけないのかなと日々考えている。こういった負財を配置する時に多くの場合、争点になるのが社会的な必要性はよくわかるが、当事者としては迷惑であると感じられる公共財に起因する紛争をどのようにマネジメントしていくのかということが必要である。

こう言った考え方は、**NIMBY**（=Not-In-My-Backyard：自分の裏庭にはあつて欲しくない）などと言っている。従つて、**NIMBY** への対処であるとか社会的な承認を巡る問題というものを考えていかなければいけないのではということで日々研究をしてきた。

なにを問うのか

NIMBY を争点とする紛争の現場では、**NIMBY** は地域エゴ、住民エゴだと社会的必要性を実現するための阻害要因の形で位置づけられたり、あるいは、反対する住民運動とか市民運動の立場からは、この **NIMBY** というのは反対運動の対抗資源として位置づけられている。**NIMBY** という問いは重いというか複雑な問いではないかなと考えている。

そのいくつかで、公益性と私権との関係の折合いのつけ方をどうしたらよいのか空間・時間を超えて環境リスクが影響を及ぼす中で、その負担をどのように考慮して行ったらよいのかということ問いかけているように思う。また、どのように折合いをつけるのかどのように負担を考えるのか正当性はどこにあるのかといったことを常に私たちに問いかけているように思う。

「迷惑」を画する関係性

例として、京都のホテルオオクラの横にあるセレモニーセンターと、どこにでもあるお寺とお墓で、共に人の旅立ちというか死を扱う機能を持った施設であるが、セレモニーセンターが出来るとき、立地がいい場所であり、迷惑であるということで地域の住民や商店主が反対をしたが、手続き上特に瑕疵があるという訳ではないので、現在立っている。

しかし、同じ人の最後に関わるお寺やお墓は、京都の人が迷惑かというところではない訳である。続いて、大阪のある法務省の矯正局の施設が老朽化してきたため、建て替えるという話になり、地域の住民はこの間、迷惑を引き受けてきたのだから他で新しく建てたらどうかという運動をする訳である。つまり、この施設は迷惑だという認識がある。これに対して、一般的な小学校であるが、小学校を迷惑だという人は余りいない訳である。同じように教育という機能を持っている二つの施設であるが、片方は迷惑であると認識され、片方はそうではないという事を考えると処分場とか原発とか基地とかそういうある特定の機能を持った施設＝迷惑施設だと考える傾向があるが、迷惑であるかどうかというのは、ある関係性の次元でその施設が迷惑になったり、あるいはそうならなかったり、あるいは迷惑だと認識されてもそれが深刻な紛争になったり、ならなかったりということではないのかなと思う。そもそも迷惑の受け身という文法があり、迷惑の受け身：「間接受身」というもので、間接的に影響を被るものを主語に立てる表現のことを「迷惑」という言葉を使って言う。英語に直す時にトラブルという言葉を使うが、日本語の五感として「迷惑」という五感と「トラブル」という五感は、少し違う。

子どもって迷惑—急増する保育園と住民とのトラブル—

NHKのクローズアップ現代のホームページより、最近急増する保育園と住民のトラブルということで、マスコミで取り上げられることも多い。一般的に子供たちを迷惑だと考えるのはどうなのかと考える人が多いと思うが、しかし、地域の人たちがなぜ反対をするのかというと少子高齢化で子供を大切にしないではいけなとか一億総活躍社会を実現しなければいけないとかそういう大きな単位とか必要性というものを一方的に押し付けてくるそういう関係の中で、保育園に対してそれを迷惑だと考える人達が多いというように言えるのではないかなと思っている。これから、主に話をしていく処分場と保育園との関係性の次元で眺めていくと、保育園を巡る「迷惑」も処分場を巡る「迷

惑」も実は同じような関係性の問題を抱えてしまっているのです、その関係性を出し切れないでいることが問題が残る原因である。

NIMBY（「迷惑」施設問題）と合意形成

○NIMBYというのは、特定の機能を持った対象に固有の問題ではなく、その必要とする側とそれを受ける側との関係性の次元で立ち現れる問題だと考える方がいいのではないかと思う。

○NIMBYの紛争をどう合意に持っていくのかということが、望ましい関係性のもち方とかあり方について検討することが合意形成であると考えている。

環境社会学における議論の成果

○公論形成の場で様々なステークホルダーが一同に会して、それぞれ立場も価値観も考え方も違うが、そういう人達が意見を出し合ってお互いに認識を深めていく、その中で纏まりとか合意を作っていく、そういう場を豊富にしていくことがより良い関係の持ち方に繋がっていくのではないかと、そういう時には、参加型民主主義とか自由で自立した個人がその場に参加をして意思表示をしていくことが重要である。最近では、熟議民主主義という言葉が流行っているが、同じことだと思う。公論形成の場を豊富化する時に何が重要なのかということコミュニケーション的な合理性というものを大事にしなければいけない。

その公論形成の場は、常に開かれている、公開性が担保されていなければいけないし、あるいはその場が民主的に運営をされていなければいけないし、データというものが科学的根拠を持って議論をする必要がある。

○私たちの生活というのは、様々な文脈の中に埋め込まれている訳で、意思決定をするにあたっても柵であるとか人間関係とかそういうものにどうしても寄ってしまうところがあるが、マイナスの部分だけではなく何か私たちの生活を豊かにしてくれたり、あるいはどうしても一人で立ち行かなくなった時、セーフティネットのような形でフォローをしてくれたりとかそういう中で、個人というものがあるという議論がある。

○紛争を生成する文脈を問題化し、自己決定という問答無用の世界ではなく、地域社会の「生活」という文脈や状況に位置づける必要があるのではないかと。そういった日常実践のなかに近代の合理性概念の資源を再発見し生活をベースにして色々と組み換えながら工夫をしていく合意形成の組み立て方という方がいいのではないかとというような議論をしたっている。

共同体規範の主導による合意形成

○岩手県江刺市の紹介

処分場の処理施設の敷地内を利用して、地域の人達は、運動会をしている。処分場の事業所で働いている人達は、グラウンドでない広場を運動会の時期になると、自分たちで整備

をし、雑草を抜いて地域の取り組みを応援している。何気ないことであるが、地域の人達はそのことをとても感謝していてその処理施設との関係は極めて良好である。

処分場を受け入れる時、夢の懸け橋と自治会館を新しく立派なものにしてもらって、様々な地域の行事に使えるようにしてもらった。

行政主導による合意形成

○長野県阿智村の紹介

社会環境アセスメントという社会実験である。長野県の関与による産廃処分場を造ろうという計画であるが、産廃処分場に対して、村は権限（法的制度的に）を持っていない訳であるが、その時にどうやって住民の意向を県の提案してくる計画に反映できるのかという中で作られたのが、社会環境アセスメントという取り組みであった。これは、自然環境については、処分場のような一定規模の開発をするときには、環境アセスメントをしなくては行けない訳だが、処分場が出来て影響を及ぶのは自然環境だけではない。地域にも重大な影響が及ぶのだから社会にどのような影響が及ぶのかということを中心に議論した上で賛成か反対かを判断しなければいけないという目的で実施された。初めの頃は住民の関心も高かったが、段々住民の関心は薄れて行ってしまう。これを道具にして村は県と交渉を重ねていき、色々な住民の福祉を実現する政策を引き出していくが、そうすればそうするほど住民からしてみると、あれは社会環境アセスメントがやってくれているから、社会環境アセスメントに預けておけば良い、任せておけば良いと住民がいいとも悪いとも言わなくなってしまうというような問題を経験した。社会環境アセスメントではどのようなことを議論したのかといえば、大きく分けると3つあり、①処分場計画における意志決定過程を検証する項目②地域プランニング的な視点③地元土地関係者と県事業団という利害関係者の枠組みから村政と県政という関係へと枠組みを転換し、住民の生活について検討する点である。社会環境アセスメントの報告書は、1年半から2年をかけて議論及びまとめの取り組みをし、これを賛否の材料に使うということなので、社会環境アセスメントの報告書自体は何か審議会の答申のように賛成だとか反対だとかそういう結論を出した訳ではなく、村民が判断する材料として提示した。結果は、長野県自体がここでの処分場計画を様々な政治的变化があり、中止することになった。

生活世界と連動する合意の困難

○沖縄県宮古島の紹介

ある時、産廃処分場で大きな火災があり、48時間ぐらい燃え続けて、周辺の地域の人達に健康被害が及ぶという事態になった。この処分場は安定型であり、どんなものでも入っていたという状況のようで、なぜ出火したのかという原因は、はっきりとは解っていない。宮古島というのは、地下ダムというのが人々の暮らしを支えている。さらに、地下水脈を地下で堰き止めて、その水を汲み上げて水資源に使っているという島である。宮古島

は、表面を流れている川はない。従って、表土の部分でこういう産廃の事故が起きると、その影響が地下水に及ぼされて貴重な水資源が損なわれるという問題に対して、島の人達の関心が高いことや学校教育でも理解しており、こういう事故が起こったため、環境保全条例を作る取り組みが始まった。この環境保全条例が出来る前にも地下水の保護管理条例とか水道水源の保護条例とか自然環境保護条例というものがあつたが、それを超えるような画期的な条例という評価を得ている。しかし、島の来歴と処分場の成長が重なっていて、島の人達からしてみればこの処分場というのは、自分達の島の開発の歴史とか豊かさのようなものがセットになっていて、この処分場だけを取り上げるのではなく、自分達の生活の履歴とか地域の歩んできたものが処分場とセットに成っているがゆえになかなか処分場を何とかしなければいけないと思いつつも、実際には動きが取れないような状況にあるということが解ってきた。これだけ立派な条例案を作ってもいくらその条例案が立派であっても地域や島の人達が歩んできた来歴のようなものを考えていかないと、地域に受け入れられないと知らされた訳である。

※今までの紹介で、一番支持されるのは、合理的な手続きを踏まえた上で公論を形成したり合意形成をしていく方法が役に立つかなと思う。

長野県内における廃棄物問題

○長野県の廃棄物問題の状況であるが、1980年代後半から1990年代前半にかけては、首都圏からの廃棄物の越境移動や劣悪な処理施設による地域社会や生活環境への影響が深刻化してくる。

○1990年代後半から2000年代前半、そういう状況を改善しようということで長野県の公共関与による産業廃棄物処理施設を造ることにより、信頼の失われた産廃処理に信頼性を確保して地域の環境を合わせて守っていく方向が打ち出されていくことになる。

さらに、田中康夫氏が県知事なった時期に、中信地区・廃棄物処理施設検討委員会が政治的な状況もあって新しい取り組みとして設置された。

合理的手続き主義の可能性と限界

○1996年

- ・長野県廃棄物処理事業団が計画地周辺をはじめ視察。
- ・事業団が地元4区や関係団体に計画の概要説明を開始、環境アセス手続きの説明開始。

○1997年

- ・豊科町民有志による反対の会が1,100人余りの計画反対署名を事業団に提出。
- ・事業団が環境アセス調査に着手。

○1999年

- ・豊科町町長が町議会で「最終結論は議会で判断」と表明。

○2000年

- ・豊科町町長が町議会で計画受け入れ方針を表明。町、県、事業団が地元 4 区に相次ぎ受け入れを要請。
- ・豊科町町長が「地元の 1 区でも反対があれば進められない」旨を示す。A 区を除く 3 区で相次いで条件付き受け入れが決定される中、A 区では自主的な「住民投票」の実施を決める。
- ・住民投票の結果、受け入れ反対が過半数を占める。
- ・田中知事が対話集会で計画を白紙化するとともに、検討委員会の設置を表明。

○2001 年

- ・ごみゼロ社会にむけた長野県民検討委員会（県民委員会）の設置。

公論形成の場の特徴

○元東工大で環境アセスメントの国際学会会長を務めた原科幸彦氏を招へいし、公論形成の場を作っというこで委員会が作られた。極めて透明性の高い運営がなされ、委員の構成は様々なステークホルダーが揃い、事務局も行政から独立し、会議の公開（CATV）をしたり、住民参加を促した。

○長野県内で廃棄物問題に取り組んできた住民運動とも委員会は連携をして、色々な形で様々な立場の人達が委員会に関われるような仕組みが作られた。また、住民運動も反対のための反対をするのではなく、オルタナティブ提案型の運動を展開したことも注目すべき点である。

討議作業の流れ

まず、政策段階で減量目標を設定して、計画段階で基本計画、具体的減量策の決定をして、必要とする側も最大限ごみを減らすための取り組みをしたうえで、なおやむを得ず処分場が必要になるところまで詰めて、計画を立てる。さらに、アセスメントに基づいて様々な除外エリアを設定したり、法令や文献に基づく調査をしたうえで、適地を絞り込んでいく。

新たな手続きに送付される討議

○検討委員会では、やむを得ざる選択として過剰にならない適正規模の廃棄物処理施設の整備が必要だということ合意したうえで、戦略的環境アセスメントという形で科学的に民主的に立地を選定していく手続きに入る。

○オルタナティブ提案型の運動で検討委員会と連携しながらより良いものを目指してきた住民側が反旗を翻すことになり、あるいは、田中知事をめぐる様々な政治状況があり、この戦略的環境アセスメントが中断をすることになる。

手続き主義に対する住民の違和感

○公共関与をめぐる討議の検討について、みんなで責任を分かち合うべきという安易な共同責任論、つまり産業廃棄物なので、企業の活動によって生じたごみを企業が責任を持って処理するのが筋であり、私達も生活や生産を抜きに暮らすことができないのだから自分の責任の負い方が処分場を受け入れることの形で議論が処理されていくことが納得できない。あくまでも必要だということを前提にして議論が進んでいる。

○住民からすれば、単なるごみ問題を問うてきたのではなく、その議論の中で行政と住民との関係というのはどうあるべきなのかということを考えてきたし、苦しんできたが、議論の地平の中できれいに消されてしまっていることに対して納得ができない。

○合理的な手法を採用していて、客観的なプロセスを重視した産廃処分場のような迷惑施設の立地をめぐる議論の中では、先進的な例だと考えている。しかし、対岸にいる住民からしてみれば、産廃処分場建設をめぐる抱えてきた様々な思いや実感から議論が離れていくという感覚の中で、色々な思いを葛藤させているのが解ってきた。

○「エス・イー・エイ」に色々な課題が託されていくが、ひとつひとつが手続きの中でイシュー化されて次のステージに引き継がれていく。

○文書によるコミュニケーションをベースにしたものになっていく。手続きが済めばそうなるのだということで、原科氏達が思い描いた戦略的環境アセスメントの理想を実現しようとするが、そのことが文書主義のような手続き主義の中で、住民とかけ離れたものになっていってしまう。経験をもとに語られる住民の思いや違和感といった、論理的には説明できないようなものが、一貫したロゴセントリックな言説や知識によって検討委員会を通じて整地される。そのことに対して納得できない住民が数多くいたため、実際は処分場計画は中信地区の場合、頓挫することになる。

長野県内における廃棄物問題（00年代後半）

○問題解決のために作り上げてきた規範が、逆に処理施設の立地圧力を高める（自区内処理の原則、公論形成の場の形成、ダイオキシン対策としての廃棄物処理の広域化など）

○公論形成の場という手続きがある程度まで活性化しながらも、それが処分場の立地という結果にかかわる最終的な判断と十分にリンクしない状況の中で、「誰かがどこかで引き受けなければならない」現実とどう向き合うのか手続きは行き詰まったままである。

その中で、長野県は施設設置に必要な手続きから「住民の同意書」を不要にするルールを作って取り組みをするが、うまくいかなかった。

めぐりめぐった討議の帰結

○長野県豊科町で、中信地区の原科氏が座長をした検討委員会のミニバンをすることになり、色々と立地適地を検討したら、また同じ所が立地適地になった。

頑なな意思の中に込められた問いかけ

○住民の背負った傷は深く、ぎくしゃくした人間関係は癒えることなく、友好的であった人間関係が崩れてしまった地域において、その禍根はいまなお尾を引いていて、この間、多くの人びとは廃棄物問題が再熟することを不安に思ってきて。しかし、再燃してしまった。こういった住民の思いというのは残念ながら考慮されなかった。

○「道徳的な感情態度がおりなす日常的なネットワークをなんらかのかたちでむすびつけられることもなく」(Honneh,1992=2003)、負担が配分されたことへの失望感が共有されて反対運動がふたたび再燃して、計画は頓挫する。

墓碑銘を刻む村

石川県輪島市の門前町で、4世帯8人が暮らす集落の人たちが、東京の民間産廃処分場を誘致して、自分達の集落を全て埋めるような形で処分場を造ることに対して、周辺の人や輪島市の中心部に住んでいる人達は、観光や漁業等で生きている町なので、風評被害や実害もあるということで反対をする。そして、処分場建設問題検討委員会を作り、議論をして建設反対を市に答申をし、区長会による反対署名15,000筆を集めて提出するが、結局10年の時間を経て、市議会が賛成に転じる。それに住民は、住民投票実施請求を10月28日にして、1か月をかけて5,000筆の署名を集める取り組みをしている。

なかなか、公論形成の場はいい結果を導き出しているとは、難しい状況にある。

北アルプス広域

同じような事は、長野県の小谷村・白馬村・大町市の北アルプス広域組合でも起こっている。

地元の合意を求めて

検討委員会で決めたことが地域に受け入れられない。結局今まで通りの不透明な受け入れになっており、地元の合意ではなく理解が重要であるとそういった取り組みを正当化している。

「迷惑」を公募する

合意的に意思決定をしていくやり方がなかなかいい結果を導かないので、「迷惑」を公募する。長野県の小諸市・上田広域・佐久市で公募式による処分場の立地が行われるようになる。小諸市では、旧町村単位、区単位で説明会を開催し、市民会議での議論を経て地域コミュニティ単位で建設候補地数か所が候補に上がり、議論をして決めることができた。

上田広域では、自治会長・区長、地権者による有志・団体による応募を可としたが、立地選定まで至らなかった。佐久市では、3地区からの応募で、市民参加による「佐久市新ごみ焼却施設建設候補地選定委員会」により、委員会が最適地を選定して立地に至る。岡山県津山圏域では、9地区から応募があり、選定委員会によって優先順位がつけられ、最適地

を決定したが、ところが最高点を獲得した地域で、一部の町内会の役員が当時の市長をはじめとする地域の政治ボス達とやり取りをして応募ただけで認められないと施設に近い地域で住んでいる人達が反対をして、裁判までいった。しかし、裁判を踏まえて2016年に施設ができ、今は稼働をしている。

「公募型」合意形成の可能性

○逆オランダ式オークションによる問題解決への指向

高い値段からはじめ、だんだんに値段を下げ買い手が一人出たところで決まるという点においてはオランダ流であるが、廃棄物の最終処分を引き受けるという望まれないイベントであるため、通常とは異なり、だんだんとインセンティブを追加していくという点においては「逆式」ということになる。負担を受け入れるインセンティブを提供することが社会的に公平であり、競争を公正にコントロールすることで問題の解決を図ろうという（J. サイモン、1998）発想である。別の言い方をすれば今までは迷惑であったが、企業誘致的な発想でこの施設を造っていけば納得してもらえるのではないかと公募式のものが目立ち始めている。ただ、うまくいっているのかというと困難なコンフリクトをそれぞれの地域が抱えているということである。

廃棄物問題をめぐる合意形成

○長野県中信地区の検討委員会のように手続き主義と個人の自己決定権に価値をおくような関係の合意形成のありかたが、環境社会学でこれが一番正しい答えになるが、この方法も繰り返される「手続き」の中で課題が回収されてしまう問題がある。その手続き自体がコンフリクトの対象になってしまう。また、課題は次の検討委員会で先送りになる。

○岩手県の例で、地域コミュニティ（共同体規範主導）を大事にしながら合意形成をしていくという方法があり、「無事」というような見識をベースにしているところがある。自分の所だけ良ければそれでいいのかという弊害は否定できない。

○長野県阿智村で社会環境アセスメントの社会実験をするが、公共機関（行政）主導による合意形成は、社会工学的なアプローチというものが取られる。地域固有の課題というものに対して、どれほど配慮することができるのかということが課題の残る所だと思ふ。

○廃棄物問題における合意形成においては、社会的な合意形成の力量がすごく後退をしている局面にあると実感している。現実には、合意というのは難しいから理解へシフトしてきている。つまり、公論形成から後退しているように思う。

○公募式が増えてくる問題で、公募によって適地を決めるということは、科学的な点から見れば後退している。

○どういう所が適地として選ばれるのかということと既存の構造的格差をベースにしている。

○身の丈をこえるような補助金によって地域活性化を図ったり、将来の不可視のリスクを現在の貨幣価値に換算することで経済的な合理性を根拠づけ、また、新たな技術の開発

に問題解決を委ねたりと、施設立地をめぐる多くの批判が投げかけられてきたが、廃棄物問題をめぐっては劣化しており、これまで批判されてきたやり方を脱せずにいる。各地で色々な紛争が絶えないし、合意形成をどうしていけばよいかという道筋も見えないなかで、必要だと考えて懸命に前線で取り組んでいる方のフラストレーションは、必要とする側・受け入れる側も相互の不審と反目の連鎖に陥っている。

○周辺化されつつある地域に環境負荷を再配分しようとする動きが強化され、その必要性が再編されようとしている事態への反発が、環境認識の高まりとともに齟齬をきたす関係で新たな社会的亀裂を生み出している。

新しい社会的亀裂

○私が横須賀市で関わった例で、震災がれきの広域処理について、「みんなの力でがれき処理プロジェクト」が立ち上がり、復興支援は震災がれきを引き受けることなのだと声高に叫ばれる訳だが、放射能への懸念を訴える人達と軋轢が生じてしまっている。地元の人達が世帯単位で意向調査をして反対ということになるが、がれき処理は復興支援でよいのかと語るけど、実際に処理するのは誰か、処理される場所はどこかという処分場のある所である。処分場が近くにない多くの人達はこういう説明図式で自分を納得させれば言い訳である。けれど、ごみが来るのはどこか何か影響があって困るのは処分場を抱えた地元である。その処分場を抱えた地元の人達は、処分場を建設するプロセスにおいて、地域を二分するような激しい対立をしながらそれを乗り越えて、開発する側と交渉をしながらルールを決めて作ってきたが、そういう地域の状況を飛び越えて語ると地域の人にとっては暴力である。

○指定廃棄物の処理処分について、うまくいっていないため、そのことが色々な問題を生み出している状況にある。

○8,000ベクレルを下回った4,000ベクレル及び6,000ベクレルの廃棄物は、一般で処理できるから、秋田県の小坂町、大館に首都圏の焼却灰が持ち込まれており、そういう問題と地域の人達は向き合っている。

○長野県の宮田村では、産廃処分場の新規立地問題を抱えており、今までの問題に加えて産廃処分場を造ると、首都圏の8,000ベクトルは超えないがかなり高い数値のごみを一緒に持ってくる可能性があり、豊かな自然と水の恵みのなかだけで暮らしてきた人達からしてみれば環境省の方針を受けて、そういったごみが運ばれる可能性が少しでもあるため、処分場の立地問題はさらに複雑になって色々な問題を抱え込んでしまっている状況である。

迷惑施設を一言でいうことで、地域エゴとか住民エゴだと言うことは済まされないような社会的な問題である。

合意形成をめぐるアポリア

○因果関係を直接的に環境リスクの問題というのは、論証できないような部分があり、

時間を超えて影響が出たり出なかったりということがあるので、そういう問題をどのようにして捉えることができるのか？もう一つは、どこかで誰かが引き受けなければいけないという空間的な制約をどう合意形成のなかに取り組んでいくのか？

それに対して、不可視で蓋然性の高い環境リスクを透明化して、目に見える形で説明できるように科学の分野の人達が発展させてきたことに否定をする訳ではない。間接的な因果関係を直接化しようと自分達のこととして捉えるような仕組みづくりなどをしてきた。

しかし、それぞれの質問が分節されてしまって、問い事態が全体を包括するような問いではなく、それを分節して一つ一つを徹底して行えば全体として調和がとれたものになるという発想のもとでこういう組み立てをしているので、問題を全体として捉えようとするような立場からしてみると、なかなかそれが受け入れられない状況にある。これをどう考えていくのが重要である。

○NIMBYを作り出しているような社会の力学に対して、批判的な検討を加えていかないといけないと考えている。今は関係性の次元において、補償をすることであり、私達が必要とするものをどこかの誰かに引き受けてもらわなければいけないとするならば、彼らがそのことを考えるのではなく私達がどう捉え、引き受けさせるという立場から何をどのように償うことができるのかということを経済学や法学とは、少し違った視点で関係性の次元で捉えることができずというところを検討し始めた。

主な質疑応答

- Q 1. 最後の結論として3つの合意形成が示されたが、事例として都市部ではないところが多い説明であったが、都市部においても同じように言えるのかどうか？
- A 1. 産業廃棄物処分場と一般廃棄物処分場で、少し違った反応があるが、私が考えるには、都市部でも基本的にはあまり変わらないのではと思う。都市部といっても立地場所は、周辺に立地される場合が多いので、同じような点も多々ある。
- また、成功例では、都市部の武蔵野市で焼却施設を造ろうという計画があり、住民の人たちが大きな反対運動をすることになったが、話し合いを継続して行い、元の場所で最終的には合意に至った。
- Q 2. 迷惑施設を建てる時、付随してどのような関連施設を造ればよいか？
- A 2. 基本的には、造るというのがどうかなと思う。迷惑施設を造る発想を変えていかないと財政的にも今までのように大盤振舞いはできない。人々の暮らしというものを生活に直結したもので、より良くしていくような施設を考えていくことが大事であると思う。都市部でも生活のレベルで地域の人たちがどんなことを考えているのかそれを応援していくような施設整備が還元施設としては、有効に使われていくのではと思う。

- Q 3. 合意を得る範囲は、各自治体によって違うのか？
- A 3. 具体的な数字は忘れてしまったが、かなり前に範囲をどこまで認めるのかというのを裁判で争った例が北海道であり、法律的な判例がなされているが、ただ、必ずこの範囲で合意というルールは、それぞれの自治体によって違うと思うし、ケースによっても違う。その範囲の問題でいえば、環境の影響というのは、自治体の範囲で収まる問題ではなく、そういった場合にどうするかということが大事な問題であると思う。
- Q 4. 最後の補償論の検討のところ、自治体の範囲は一つの目安であると思うが、都市部の住民がこのことに思いを馳せる際に、どういう範囲で語られるものなのか？
- A 4. 必要とする側と受け入れる側とが立場を超えた共感みたいなものを作り出すようなものができたら、それは広い意味での社会的な補償だと思う。また、前滋賀県知事の嘉田氏が、行政には共感基準というものが重要だと住民と行政マンの間に共感で結ばれる関係というものをいかに耕せるかということが大事であるところの中で議論をしいる。
- Q 5. 迷惑施設を建てるとした場合、地域コミュニティとか自治会が了解をしても、建てられる近辺の住民がどうしても嫌だという場合、住民監査請求に発展したりするが、合意形成をどこまですればよいか？
- A 5. どこまで合意形成と考えるのかというと、実際には時間等も限られおり、行政の仕事として年次計画があって判断していかなくてはならないが、私が個人的に考えていることとしては、足りないという声がある以上は、それに常に応答していくことが重要である。最終的に全部終わるのかという懸念があるが、とりあえずやっていくしかないと思う。その応答のプロセスを多くの人が見ていけば、最終的にはあるところで切るにしても納得してもらえないのではないかなと思う。
- Q 6. 住民は健康被害と風評被害（財産権）の2つの被害が発生するが、個人補償として、いくら対話等を重ねても現実はお金が動かないとどうしようもない問題であると思うが、お金の合意性を求める算式的なものを求めていくべきでは？
- A 6. お金の経済的な面の合意性を求める算式を出していくことはその通りだと思うが、私の立場から言えば、個人に対する補償、地域コミュニティに対する補償が公共に開かれたお金になっているのかなと思う。個人や地域に閉じられたお金の合意性ではなく、新しい公共的な価値をお金が生み出しているということを考えて行きたい。

以上